

平成28年度 瀬戸市立幡山西小学校 いじめ防止基本方針

1. 基本的な考え方

- いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指していかなければならない。

2. 組織

いじめ防止等の措置を実効的に行うために、複数の教職員（校長・教頭・教務主任・校務主任・いじめ不登校対策推進委員・生徒指導主任・学年主任・養教・当該担任）により、いじめ・不登校対策委員会を設置する。状況に応じては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（S S W r）、関連機関等の外部者を加える。

3. いじめの防止のための基本的対策

(1) 未然防止のための取り組み

道徳教育だけでなく、学校における教育活動全体を通じて、児童の社会性、人権意識、共感性、自己肯定感、自己有用感等の涵養を図る。

ア 3つの視点を念頭に置いた学級づくり

- ・ 好ましい人間関係づくり
- ・ 一人一人の居場所づくり
- ・ 自分らしさがかがやく場面づくり

イ 一人ひとりの思いを多面的に捉える児童理解

- ・ 「信頼」・「見守り」・「関わり」を見定めた適切な支援
- ・ 社会性を育てる意図をもった「異年齢の交流活動」の設定

(2) 早期発見のための取り組み

ア 児童・保護者との信頼関係の構築

- ・ いじめを訴えやすい信頼関係を積極的に築けるように努める。（適切）

イ 欠席状況の把握

- ・ 欠席日数・理由留意する。

ウ 情報共有の場の設置

- ・ 毎週1回定期的に打ち合わせ後に情報共有の場を設ける。

エ 教育相談・学級集団アセスメントの実施

- ・ 1・2学期に1回ずつ担任と個別面談を行う。(時間の保障あり)
- ・ 客観的な資料(学級集団アセスメント等)から児童・学級の実態を把握し適切に対処する

オ 職員研修の実施

4. いじめの発生時の対応

(1) 直接的にいじめの通報を受けた時の対応

- ・ 行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。加害者・被害者から丁寧な聞き取りを行う。他児童からの情報収集により裏付けを行い可能な限り客観性のある事実確認となるよう留意する。
- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに校内のいじめ・不登校対策委員会を活用し、組織的に対応する。
- ・ 被害者側・加害者側それぞれへの対応・支援については、双方への迅速な対応(配慮・指導)をする。まずは事実関係を究明し、児童と保護者の不安を取り除くように努める。
- ・ 必要に応じ、スクールカウンセラーやS S W r、外部機関と連携し、被害者・加害者への支援を行う。

(2) ネット上のいじめの通報を受けた時の対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。必要に応じ外部機関の協力を求める。
- ・ ネット上のいじめを未然に防ぐため、メールやS N Sの適切な利用をはじめとした情報モラル教育を進める。

5. 重大事態への対応

重大事態(児童の生命・心身・財産に重大な被害)が生じたり、その疑いがあるときは、瀬戸市教育委員会と連携を図りながら早期解決に努める。

6. その他

毎月「いじめの報告」を瀬戸市教育委員会に提出する。